

## 所得制限一覧表

### ○妊産婦・小児

小児の父母・妊産婦またはその配偶者の所得における支給制限額

合計扶養親族数	うち、老人控除対象配偶者または扶養親族数		
	1人	2人	3人
0人 6,220千円	－	－	－
1人 6,600千円	6,600千円	－	－
2人 6,980千円	7,040千円	7,100千円	－
3人 7,360千円	7,420千円	7,480千円	7,540千円
4人 7,740千円	7,800千円	7,860千円	7,920千円

※世帯の中に、所得が1,000万円以上の方がいるときは非該当になります。

小児は、所得による制限はありませんが、マル福の対象者であるかの判定のため、所得の確認が必要となります。所得制限を超過した方には、すすく受給者証を交付します。(マル福及びすすくは、自己負担額等受けられる内容は同じです。)

### ○ひとり親家庭

母子家庭の母子・父子家庭の父子の所得における支給制限額

合計扶養親族数	うち、老人扶養親族数または特定扶養親族数		
	1人	2人	3人
0人 3,016千円	－	－	－
1人 3,396千円	3,496千円	－	－
2人 3,776千円	3,876千円	3,976千円	－
3人 4,156千円	4,256千円	4,356千円	4,456千円
4人 4,536千円	4,636千円	4,736千円	4,836千円

※世帯の中に、所得が1,000万円以上の方がいるときは非該当になります。

### ○重度心身障害者

重度心身障害者（児）または配偶者・扶養義務者の所得における支給制限額

扶養親族数	本人	配偶者・扶養義務者
0人	5,129千円	6,287千円
1人	5,509千円	6,536千円
2人	5,889千円 扶養親族1人ごとに38万円加算	6,749千円 扶養親族1人ごとに21万3千円加算